

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

(昭和 50 年 2 月 27 日 県告示第 97 号)

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前 8 時から 午後 6 時まで)	朝夕 (午前 6 時から 午前 8 時まで) (午後 6 時から 午後 9 時まで)	夜間 (午後 9 時から 翌日の午前 6 時 まで)
第 1 種 区 域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種 区 域	60	50	50
第 3 種 区 域	65	65	55
第 4 種 区 域	70	70	65

(備考)

- 1 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。
- 2 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に存在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。